

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について

(令和2年6月分)

○ 市電

(輸送の安全に係るもので、車両遅延が30分未満であった運転事故)

- ・ 軌道敷内での車両等との接触事故 (4件)

概要： 2台目で右折待ちしていた相手方車両(軽貨物)が、後方を確認せず、電車の進行先直前で軌道敷内に進入したため接触したもの

場所：旧谷山街道交差点(2系統下り)

概要： Uターンしようとしていた相手方車両(タクシー)が、後方を確認せず、電車の進行先直前で軌道敷内に進入したため接触したもの

場所：一番街入口交差点～都通り交差点間(2系統下り)

概要： 右折待ちしていた相手方車両(軽乗用車)が、後方を確認せず、電車の進行先直前で軌道敷内に進入したため接触したもの

場所：棧橋通り交差点(1系統下り)

概要： Uターンしようとしていた相手方車両(普通乗用車)が、後方を確認せず、電車の進行先直前で軌道敷内に進入したため接触したもの

場所：郡元南側停留場互り線部(1系統上り)

自動車等が右折する際、軌道敷内に進入するときに最も危険です。

多くの事故は右折車が急に軌道敷内に進入し、市電に接触してしまうケースがほとんどです。

軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

○ 市バス

(輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条(報告書の提出)に該当するもの)

※同規則第4条(速報)に該当するものを除く。

- ・ 該当なし

バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。